

(別添 1)

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 九州森林管理局大分西部森林管理署院内森林事務所新築工事
2 工 事 場 所 大分県宇佐市院内町原口 4 3 4 - 5
3 工 期 令和 7 年 ● 月 ● 日から
令和 8 年 1 月 3 0 日まで
4 請負代金額 ￥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -)
5 契約保証金額 請負代金額の 10 分の 1 以上の金額
6 前 金 払 請負代金額の 10 分の 4 以内
7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔熊本県〕建設工事紛争審査会
8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
選択	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
選択	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
選択	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
選択	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
○	[] 主任技術者		第 10 条第 1 項第 2 号
×	[] 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
選択	前金払		第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 4 項
×	部分払	回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品		第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙 1 を添付する。

9 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり（注）

（注）工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した九州森林管理局長の定める国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

発注者 （住所）熊本県熊本市西区京町本丁2番7号
支出負担行為担当官
（氏名）九州森林管理局長 眞 城 英 一 印

受注者 （住所）
（氏名） 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を選択した場合に添付する。）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程 ごとの作 業内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

（注）運搬費を含む。